

法人会報 しょうばら

No.56

令和2(2020)年新春号

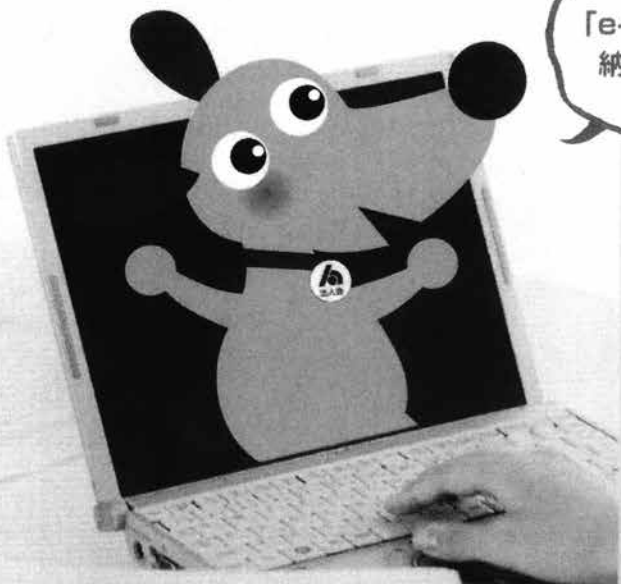
『春の散歩道』

四月中旬、本校の写真部活動で上野公園を訪れた際に撮影した一枚。
桜が少しずつ散り始めた遊歩道で桜並木の写真を撮っていた時、遠くを歩くおじさんの後ろ姿が桜となじんで見え、思わずシャッターを切りました。
自分の納得するような写真が撮れるまで苦労しましたが、良いものが撮れたと感じています。
これからも、被写体が活かせるような一枚が撮れるように努力していこうと思います。

写真提供：広島県立庄原実業高等学校写真部 3年 赤木 楓花さん

主 な 内 容

新年のご挨拶	3
行動する法人会	5
令和2年度税制改正に関する提言	6
受賞おめでとうございます	8
令和元年度下期の主な事業活動	9
青年・女性部会コーナー	
青年部会活動状況	11
女性部会活動状況	12
庄原税務署からのお知らせ	17
北部県税事務所からのお知らせ	19
市・税務課からのお知らせ	20
大同生命保険㈱からのお知らせ	22
法人会基本方針	23
アフラックからのお知らせ	24



「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした
預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して
納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用[※]できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続が
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



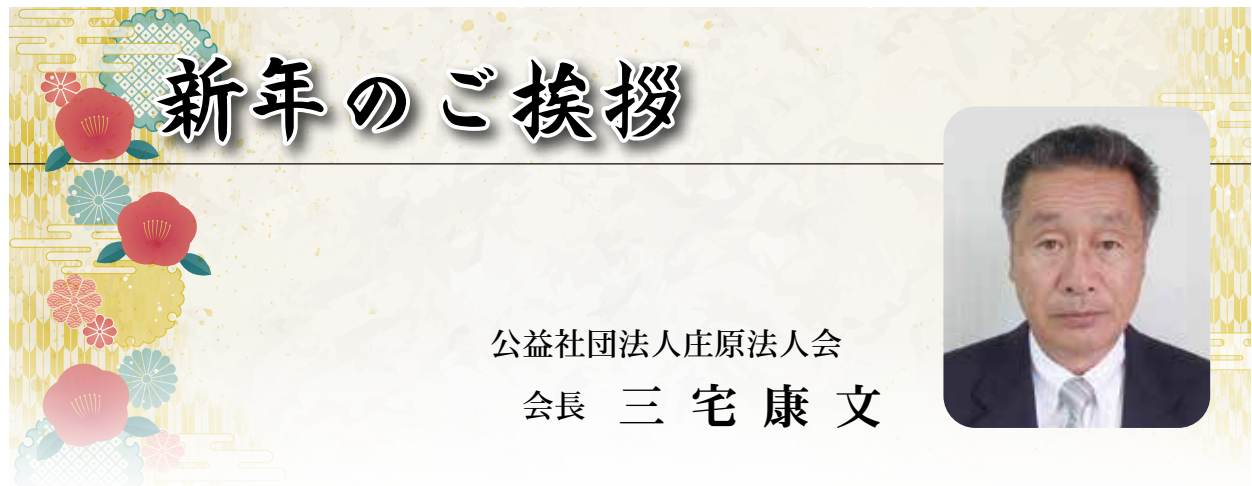
法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索



新年明けましておめでとうございます。今年の正月は、昨年同様雪のない暖かで、過ごしやすい年明けとなりました。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また平素は、庄原法人会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京商工リサーチは先日2019年の全国の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）が前年比1.8%増の8383件だったと発表しました。前年を上回ったのはリーマンショックが世界経済を襲った08年以来11年ぶりであり、約9割に当たる7347件は従業員10人未満の小規模・零細企業であり、消費税増税、人手不足、自然災害の三重苦で経営が行き詰まったのが原因ではないかとしています。中国地方においても企業倒産は349件で前年より15件増え、5年連続400件を下回る低水準ながら2年連続で増加。規模別では資本金1000万未満が251件と9.1%増えた一方、1000万以上は98件と5.8%減った。同支社は「大手企業の寡占化が進み、中小企業が業績を伸ばすのが難しく、国際情勢の不安定化や人手不足で、事業継続を断念するケースが増えている」と指摘しています。

このような状況の中、庄原法人会の会員数は、ここ数年減少傾向になっています。会員増強は福利厚生制度の普及と並んで法人会運営の基盤です。昨年10月に委員会を開催し、組織率の向上と制度加入の促進のため懸命な取り組みをしていますので、皆様の一層のご協力をお願いします。

法人会は70年を超える歴史を持つ、約80万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することを目的とし、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

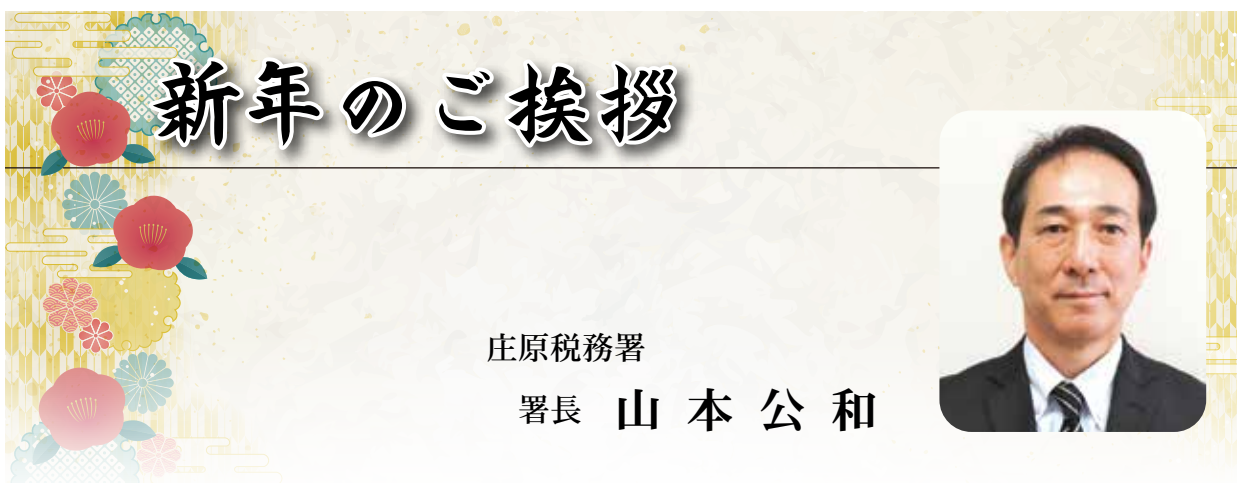
法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

また税と経営の研修活動として、税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。

さらに税の啓発活動・租税教育活動として、女性部会が主体になっての、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールの実施、青年部会が主体となって次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくための「租税教室」等を実施するなど多彩な活動を展開しています。

本年も事業計画に則り、市内の法人企業・団体の絆を深めながら、目的達成のため努力してまいりますので、公益社団法人庄原法人会に対し、税務当局及び税理士会並びに会員・役員・青年部会・女性部会の皆様方より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりにりましたが、新しい年が会員企業のますますのご繁栄と、皆様にとりまして幸多い良き年になりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年明けましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、公益社団法人庄原法人会の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

三宅会長様をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、本誌上をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

庄原法人会におかれましては、経営の健全な発展を目指した研修会の開催や「税を考える週間」行事への参加など、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大いに努めてこられました。

特に、青年部の方々が中心となって「租税教室」の講師を積極的に務めていただくほか、女性部が開催する「税に関する絵はがきコンクール」、「税を考える週間」行事の一環として「税の作品合同表彰式」への参加など、法人会の皆様方の積極的な事業活動は、大変ありがたく、深く敬意を表する次第です。

これもひとえに三宅会長様をはじめ、歴代役員の方々による永年のご尽力並びに会員の皆様のご協力の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

さて、経済取引の複雑化・広域化及び国際化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中で、税務行政に携わる私ども

といたしましては、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、納税者の皆様から信頼される税務行政を行うことにより、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていく必要があると考えています。

昨年10月に消費税率の引き上げと軽減税率制度という大きな制度改正が実施されました。

制度実施後も大きな混乱はなかったと聞いておりますが、今後は制度定着のために、制度適用等に関する情報を把握し、事業者団体等を通じた注意喚起にも取り組んでいきたいと考えております。

そのためには、税務行政の良き理解者としての法人会の皆様方の変わらぬお力添えが必要不可欠であると考えております。

今後とも税務行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人庄原法人会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様のご健勝を、心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

行動する法人会



令和2年度税制改正に関する提言

令和元年10月3日、第36回「法人会全国大会（三重大会）」が開催されました。式典の中で税制改正に関する提言等の報告が行われた。

「令和2年度税制改正に関するスローガン」を盛り込んだ「大会宣言」の採択等が行われた後、全法連では役員・税制委員の方々が、政府・各政党及び関係省庁に対して提言活動を実施されました。

また、県法連と各单位会が一体となり昨年12月に各法人会役員等が地元国会議員並びに地元地方自治体に「提言書」を持参し、改正要望事項の実現についての協力要請を行いました。

その主な活動状況は次のとおりです。

こうした法人会の税に対する取り組みは、各界で評価されております。



12月5日 庄原市長木山耕三氏(右)へ提言書を渡す三宅会長(中)と光永税制委員長(左)



12月5日 庄原市議会議長宇江田豊彦氏(右)へ提言書を渡す三宅会長(中)と光永税制委員長(左)

令和2年度 税制改正 スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和2年度税制改正に関する提言（要約）

1. 税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,100兆円を超し国内総生産（GDP）のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなっている。我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることから、その問題解決には社会保障を中心とした「受益」を大胆に抑制し、税や社会保険料といった「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がない。財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体改革によって進めることが重要である。

（1）消費税引き上げに伴う対応措置

- ①今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- ②本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

（2）行政改革の徹底

今般の消費税引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」

の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

（3）マイナンバー制度

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

2. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

（1）法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

（2）軽減税率15%の本則化と適用所得金額の拡大

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（3）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置の拡充と本則化

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化

化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(4) 中小企業向け税制措置の手続きの簡素化等

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

※「個別事項（提言書16ページ）」では、近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長することを求めている。

受賞おめでとうございます

☆庄原税務署長感謝状受賞☆

理 事 齋 藤 健 氏 [株]齊藤組

理 事 糸 谷 康 孝 氏 [長岡鉄工建設(株)]



受賞される齋藤 健氏



受賞される糸谷 康孝氏



後列左より

吉田統括国税調査官、定丸専務理事、三宅会長、西上庄原間税会会長、遠藤庄原間税会事務局長、御堂庄原税務署総務課長

前列左より

齋藤氏、糸谷氏、山本庄原税務署長、庄原間税会 三宅氏、庄原間税会 久保氏

令和元年度下期の主な事業活動状況

〈税知識普及事業〉

[税を考える週間 (11/11～11/17) 事業]

○税務研修会 11/12 東城会場

11/13 庄原会場

共催団体：庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会・庄原間税会・庄原青色申告会

第1部 講師：庄原税務署 統括国税調査官
吉田一泰氏

演題：消費税軽減税率制度について

第2部 講師：税理士 瀧口泰治氏 (庄原会場)

講師：税理士 岡村元治氏 (東城会場)

演題：令和元年度税制改正のあらまし

〈*〉庄原会場18名、東城会場13名の参加。



11月12・13日 両会場で消費税軽減税率制度について説明中の庄原税務署統括国税調査官 吉田一泰氏



11月12日 東城会場で税制改正講話中の岡村元治税理士



庄原会場で研修中のみなさん



東城会場で研修中のみなさん

○ (11/7) 税務座談会 庄原税務署で、税務署長・統括国税調査官・会長・副会長・顧問・広報委員長・女性部役員とで税務座談会実施 (12名)

○ (9月～2月)「租税教室実施」〈青年部会〉(4小学校)



10月30日 e-Tax推進委員会・厚生委員会

〈納税意識高揚事業〉

- （8月）庄原市・西城町等で開催されるイベントに協賛し、税の啓発品（税の啓発用うちわ・ポケットティッシュ）を配布し広報を実施。
- （10/30）第15回「e-Tax 推進委員会」庄原税務署・税理士と導入推進・今後の取り組みを協議。



11月7日 税広報標語入り花植えプランターの前で参加のみなさん
山本税務署長（後列右から4人目）、三宅会長（後列右から5人目）



11月7日 税務署入口を「e-Tax」の花文字で飾った

- 税を考える週間（11/11～11/17）広報事業（11/7）庄原税務署で、税務署長他幹部職員、会長・副会長・顧問・広報委員長・女性部役員等とで、税広報標語入りプランターなどに年末・初春用の花植え実施。



〈税制提言事業〉

- （3月～4月）税制委員長から税制担当役員・委員宛、平成31年度、税制改正要望アンケート実施。
- （4月）公益財団法人 全国法人会総連合宛アンケート送付。
- （10/3）法人会全国大会（三重大会）で税制改正に関する提言事項報告。
- （10月）県連税制委員会で、（7月）全法連税制委員会・（9月）全法連理事会での税制改正に関する提言事項報告。地元国会議員並びに地方自治体に対する提言活動について協議。
- （12/5）「令和2年度、税制改正に関する提言書」を、三宅会長、光永税制委員長から山本庄原市長、宇江田庄原市議会議長宛提出。

〈会員交流事業〉

- 随時、税務・経営研修用図書等を会員宛無料配布。

〈福利厚生事業〉

- （10/30）委託保険会社3社と役員・委員が推進連絡協議会実施。福利厚生事業の研修及び推進方について協議。

〈会員増強事業〉

- （10/30）連絡推進協議会（支部役員と合同）実施。9～12月「会員増強運動」の取り組み等協議。
- （R1/11～R2/2月号）庄原市の広報誌へ「税の啓発文」を広告掲載。
- （R1/11～R2/2月号）庄原市社会福祉協議会「社協だより」へ「税の啓発文」を広告掲載。

青年部会コーナー

青年部会の活動状況

○青年部会活動状況

〈税知識普及事業〉

- （9月～2月）「租税教室実施」（4小学校）
- （11/21）「税務研修座談会」庄原税務署長と税務研修座談会実施。



講和中の山本庄原税務署長



研修中のみなさん



あいさつする武田青年部会長



あいさつする赤木女性部会長

女性部会コーナー

女性部会の活動状況

○女性部会活動状況

〈税知識普及事業〉

- (11/7) 税務座談会庄原税務署で、税務署長他幹部職員、会長・副会長・顧問・広報委員長・女性部会役員とで税務座談会、併せて税広報用花植えを実施。
- (11/21) 「税務研修座談会」税務署長と税務研修座談会実施。

〈納税意識高揚事業〉

- (7月～11月) 小学生の「税に関する絵はがき」募集、審査・表彰・展示。

17校 260点応募

庄原・東・板橋・山内・川北・永末・高・峰田・総領・口北・口南・比和・高野・西城・美古登・東城・小奴可

応募作品は、11月から1月の間、各1週間毎に、庄原ジョイフル店内及び、高野・口和・比和・西城・東城・市本庁・総領の各支所ロビーに展示。

- (11/16) 庄原ジョイフル店内で「税に関する絵はがき等」納税貯蓄組合連合会・公益社団法人庄原法人会・庄原間税会の3団体主催の合同表彰式を実施。(今年は庄原間税会が当番幹事)

〈社会貢献事業〉

- (1/15) 庄原市高町の社会福祉法人翠庄会障害福祉サービス事業所「かわせみの家」へ全自動洗濯機1台を寄贈。



全自動洗濯機1台を寄贈する
赤木部会長(左)、宗兼施設長(中)、武田事務長(右)



赤木部会長(左)と利用者のみなさん

